

新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン

令和2年6月4日

公益財団法人福島県都市公園・緑化協会

1 はじめに

本ガイドラインは、公益財団法人福島県都市公園・緑化協会が指定管理者として管理する県営公園における新型コロナウイルス感染予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものです。

作成にあたっては、スポーツ庁や福島県から示された指針を元に感染予防対策を規定していますが、内容は、今後の拡大防止対策の変更や感染拡大の動向、専門家の知見等を踏まえ、必要に応じて逐次見直すこととします。

2 感染防止のための基本的な考え方

当協会は、公園利用者及び当該公園事務所の職員や出入りする管理委託事業者（以下、「職員等」という。）への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずるものとし、特に、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる「三つの密」）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、これを避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底します。

なお、感染拡大防止のため、利用者が遵守すべき事項を明確にして協力を求めることとし、遵守できない利用者には、他の利用者の安全を確保する等の観点から、施設の予約を取り消したり、途中退場を求めたりすることがあり得ることを周知します。

3 公園管理者が実施する具体的な対策

- ・職員等のマスク着用、検温等健康管理の徹底
- ・消毒液（消毒用エタノール、次亜塩素酸水等）及び石けん等の必要箇所への配置
- ・受付窓口での飛沫防止対策、非接触型体温計の配置
- ・利用人数の制限
- ・屋内施設の換気及び消毒の実施
- ・公園利用者への感染予防対策の周知・啓発
- ・管理者用対策チェックリストの作成と定期的な実施確認
- ・利用者用対策チェックリストの作成と利用

4 運動施設利用者に求める具体的な対策

- ・発熱のある方や体調不良の方の利用制限。特に屋内運動施設利用者の氏名、緊急連絡先等の把握と情報の管理
- ・施設及び用具利用前後の手指消毒の徹底

- ・マスク着用の徹底（運動時を除く）
- ・分散利用（時間や場所）
- ・対人距離の確保（最低 1m（できるだけ 2m））
- ・更衣室の短時間利用
- ・大きな声での会話、応援等の自粛
- ・利用終了後 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合の連絡

5 イベント等主催者に求める対策

- ・上記 4 に掲げる対策
- ・イベント等参加者の氏名、緊急連絡先の把握と情報の管理
- ・イベント等参加者の感染状況等の把握
- ・イベント等参加者への感染防止対策の周知及び徹底